

年度末のごみ分別を適正に行いましょう

年度末は、引っ越し等によりごみの発生が多くなる時期です。分別を適正に行い、ごみの減量化と資源化を進めましょう。ごみの分別は、ごみ発生時の対応が何よりも大切です。

引っ越しの際、不要となる物の処分はお早めに!

■粗大ごみ(家具等)

**直接搬入**…もとみやクリーンセンターに直接搬入すれば無料で処理できます。ただし、畳・布団・マットレス(スプリング入りを除く)は、10kgにつき130円の処理手数料がかかります。

**個別収集**…市に個別収集(月2回)を申し込む場合、1個につき1,300円の収集料金がかかります。なお、回収日は毎月10日(前月末日締切)、25日(当月15日締切)の平日で、土日祝日の場合は翌日となります。

■家電製品4品目

【テレビ(液晶テレビ含む)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機】

リサイクル料金がかかります。郵便局で手続きし、指定引取場所に直接搬入してください。または、購入店や専門業者に手続き、運搬を依頼してください。

■家庭系パソコン

リサイクル料金がかかります。メーカーに回収を申し込んでください。

■不適ごみ(消火器、スプリング入りマットレス等)

専門業者等に処理を依頼してください。

■その他のごみ

ごみ収集所に出すごみは、分別方法に従ってください。



ごみ分別で資源を有効に

不要なものをすべてがごみになるとは限りません。再利用可能か、資源にはならないかを考え分別しましょう。地球温暖化防止の点からも、ごみ分別にみんなを取り組みましょう。

ごみ排出に

レジ袋は使用できません

ごみの排出は、指定袋以外の使用が認められていません。レジ袋で排出されても収集できませんのでご注意ください。

マナーを守って

ごみ収集所は、その所在する地域で管理しています。自宅近く以外のごみ収集所に、分別していないごみを放置し、トラブルとなっているケースもあります。

ごみの出し方・分け方に従い、ご自分の地域のごみ収集所を利用してください。

ごみの焼却は禁止です

ごみの焼却は、ダイオキシンの発生にもなり、周囲に迷惑をかけるばかりでなく、

燃やしている本人の健康にも悪影響を及ぼします。

焼却ごみは、「燃やせるごみ」用のごみ袋(黄色)を使用し、週2回の燃やせるごみの日に出してください。

アパート等管理者の皆様へ

アパート等から排出されるごみの中に分別が適正でなく、ごみ収集所に残されるごみが多く見受けられます。3月は異動の時期でもありますが、アパート等の管理者から入居者へ説明いただきますようお願いいたします。

ごみの出し方のチラシは、生活環境課に用意してありますのでご相談ください。

草木やプラスチックの処理方法について再度確認してください

草・野菜や花の茎

「燃やせるごみ」用のごみ袋(黄色)に入れて出してください。

※ごみステーションへは1世帯当たり3袋まで、直接もとみやクリーンセンターに持ち込む場合は1日当たり

5袋まで。切り取った枝木

太さ10cm以内のものを直径35cm×長さ60cm程度にひも等で束ねて出してください。

※ごみステーションには1世帯当たりおおむね30kgまで、もとみやクリーンセンターに直接持ち込む場合はおおむね50kgまで。

プラスチック

マークがあるプラスチック製容器包装やレジ袋、発泡スチロールは「プラスチック製容器包装」用のごみ袋(透明白色)に入れて出してください。

・容器包装以外のプラスチック製品や汚れたプラスチック製容器包装などの「ビニール・プラスチックごみ」は、再利用できませんので「ビニール・プラスチックごみ」用のごみ袋(水色)に入れて出してください。

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所地域振興課